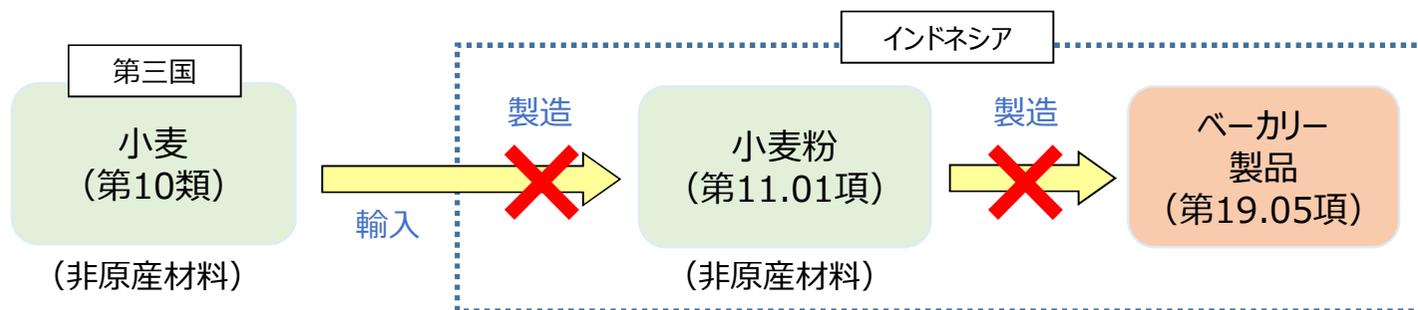


産品名	ベーカリー製品	HS番号	第19.05項 (HS2002)
協定名	日インドネシア協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	C (品目別規則を満たす製品)
品目別規則	第19.05項の産品への他の類の材料からの変更 (第10類又は第11類の材料からの変更を除く。)		
概要	<p>材料を確認したところ、ベーカリー製品に使用される小麦粉 (第11.01項) は、第三国で収穫された小麦 (第10類) をインドネシアで製粉したものであり、第11.01項の品目別規則「第1101.00号又は第1102.10号の産品への他の類の材料からの変更 (第10類の材料からの変更は除く。)」を満たさない非原産材料であることが判明。当該非原産材料である小麦粉は第19.05項の品目別規則を満たしていない。したがって、日インドネシア協定上のインドネシア原産品と認められない。</p>		



品目別規則を満たすための要件

第10類又は第11類の材料は、
原産材料であることが必要